

兵庫県立三木北高等学校いじめ防止基本方針

1 本校の方針

- (1) 「立志・自学・自律・共生」の理念を基軸に知・徳・体の調和のとれた人格の完成をめざす。
- (2) 社会の変化に対応し、すべての人々との共生の精神を持ち、社会を構成する一員として、自らが生活する社会に貢献することのできる人材を育成する。
- (3) 本校の教育目標を達成するため、全生徒が安心・安全な学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備する。
- (4) いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

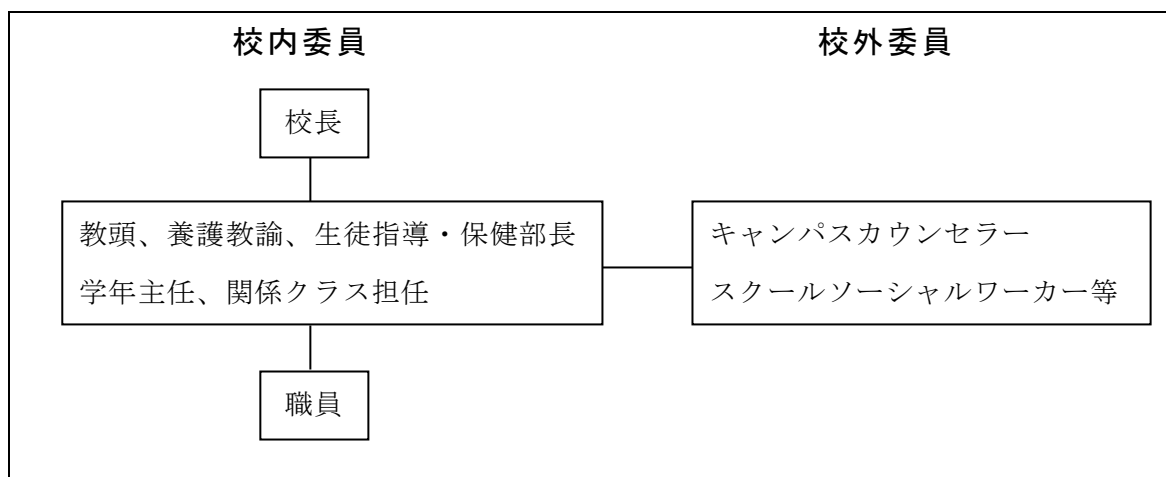
- (1) 「人と環境」を特色類型とする本校において、「環境」を単に自然環境の維持、保全とのみ捉えるのではなく、自分を取り巻くすべての事柄を「環境」として認識し、社会環境や家庭環境、人間関係や自分がおかれている立場、集団内での役割なども含めた「人」作りを目指す。
- (2) ユネスコスクールとして、人の心に平和のとりでを築き、文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育の一助とするため、全生徒に相互の援助及び関心の精神を涵養することを目指す。
- (3) いじめは、「全生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである」ということを十分に認識し、いじめがなくなるよう、教職員の共通した認識のもと、以下の体制を構築していじめの防止を推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む「生徒支援委員会（いじめ対策委員会）」は、学校内外の関係機関との連携をとりながら、いじめ発生の予防、早期発見、早期対応に努める。とりわけ、SNSの不適切な利用から起こるとされる「ネットいじめ」への対応は、本校の情報科とも連携を図り、情報モラル教育の一層の充実を図る。

生徒支援委員会（いじめ対策委員会）



（２）未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修などの年間指導計画を定める。

（３）年間指導計画の作成と改善

保護者・生徒・職員等を対象に実施したアンケート調査（学校評価アンケート）の結果を年間計画の作成や改善に役立てる。

時期	内 容	関 係 職 員	備 考
1 学 期	二者面談	各学級担任	いじめの有無を含む生徒の現状把握 年間計画作成
	生徒支援委員会	委員会メンバー	
	研修会	全職員	
	アンケート	各学級担任	いじめ問題を含むアンケート実施 アンケート集約結果の検討と対応 学校評価アンケートの作成
	生徒支援委員会	委員会メンバー	
	学校評議員会	委員会メンバー	
2 学 期	二者面談	各学級担任	いじめの有無を含む生徒の現状把握
	アンケート	各学級担任	いじめ問題を含むアンケート実施
	生徒支援委員会	委員会メンバー	アンケート集約結果の検討と対応
	学校評議員会	委員会メンバー	学校評価アンケート（中間）の検討と対応
3 学 期	アンケート	各学級担任	いじめ問題を含むアンケート実施
	生徒支援委員会	委員会メンバー	アンケート集約結果の検討と対応
	学校評議員会	委員会メンバー	1年の振り返りと次年度の方針検討

※二者面談、アンケート等を通じて得た情報は、生徒支援委員会に報告する。

※生徒支援委員会は、定例の会議に加え必要に応じて教頭が招集する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、いじめにより「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」やいじめにより「生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。

「相当の期間の欠席」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長の判断により、学校全体として適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、学校が主体となって生徒支援委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールソーシャルワーカー、保護司、民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

- (1) 本校は信頼される高校を目指し、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、育友会総会などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。
- (2) いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して、効果的に機能しているかについて、「生徒支援委員会（いじめ対策委員会）」を中心に点検し、必要に応じて見直す。
- (3) 学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- (4) 保護者や地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。